

■ 子ども・子育て支援新制度

2015 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、2025 年 4 月 1 日時点で、高崎市の幼稚園は次のとおり分類されました。

● 高崎市の幼稚園の類型（2025.4.1 時点）

	類型	該当施設
認定 こども園	幼保連携型	①みどり ④明德 ⑤むつみ ⑥中川 ⑨すみれ ⑩櫻丘 ⑭中居 ⑳清風 ㉑ひばり ㉒国分寺
	幼稚園型	③高崎天使 ⑧佐藤 ⑪高南 ⑬八幡 ⑮こだま ⑯長野 ⑰東部文化 ⑲ぐんま ㉓堤ヶ岡 ㉔上武大附属 ㉖さわらび
幼稚園	新制度の 幼稚園	②三山 ⑦城南 ⑱いちごばたけ ㉕榛名愛育 ①高崎 ②南八幡 ③倉賀野 ④塚沢 ⑤くらぶち ⑥吉井 ⑦吉井西 ⑧かぶら
	従来制度の 幼稚園	⑫健大附属

* 次年度以降、各園の判断により類型が変更となることもあります。入園にあたり、最新の状況は各園にお問合せください。

認定申請

認定こども園や新制度の幼稚園を利用する場合は、入園が内定した後、園を通じて市に子どものための教育・保育給付認定申請を行い、市から認定を受ける必要があります。

保育料

保育料は、令和元年 10 月より無償化されました。（⇒ 詳しくは下記をご覧ください。）

■ 幼児教育・保育の無償化について

保育料

【対象者：全ての園児】

〔新制度の幼稚園・認定こども園〕

子ども・子育て支援新制度の仕組みに入る幼稚園と認定こども園の幼稚園利用の保育料は、幼児教育・保育の無償化により、満 3 歳児（※）から年長までの園児について無料になります。

ただし、給食費や通園送迎費、行事費、父母の会費等は、保護者の負担となります。

※3 歳になるお誕生日の前日から無償化の対象になります（以下同様）。

〔従来制度の幼稚園〕

子ども・子育て支援新制度の仕組みに入らない私立幼稚園（従来制度の私立幼稚園）の保育料は、幼稚園が定める額となりますが、幼児教育・保育の無償化により、満 3 歳児から年長までの園児について月額 25,700 円を上限に保育料と入園料が無償化されます。

ただし、保育料等に給食費や通園送迎費、行事費、父母の会費などが含まれる場合、給食費等は無償化の対象外ですので、保護者の負担となります。無償化の方法は、保育料については無償化の金額を減免し、入園料については後日償還払いとします。

●算定のイメージ

	入園料	入園料（月額）	保育料	無償化対象	実質負担額
例 1	40,000 円	3,333 円	24,000 円	25,700 円	1,633 円
例 2	—	—	24,000 円	24,000 円	0 円

* 入園料（月額）＝入園料 ÷ 年間在籍月数（小数点以下切り捨て）
（上記例 1 の入園料（月額）は、40,000 円 ÷ 12 か月 ÷ 3,333 円）

預かり保育の利用料

【対象者：認定を受けた園児】

保育が必要であると市から認定を受けた場合に、園児が幼稚園において通常保育時間を超えて、預かり保育を利用すると、幼稚園が実施する預かり保育の利用料が無償化されます。

また、利用している幼稚園の平日の通常保育時間と預かり保育の提供時間の合計が8時間未満または預かり保育の開所日数が年間 200 日未満である場合は、月額 11,300 円（満 3 歳児は月額 16,300 円）から幼稚園における預かり保育の利用料が無償化された額を差し引いた額を上限として、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

（１）保育の必要性の認定

保育が必要であると市から認定を受けるためには、保護者が次のいずれかに該当する必要があります。

ただし、園児が満 3 歳児の場合は、満 3 歳になった日から最初の 3 月 31 日までは、市町村民税非課税世帯であることも認定の条件となります。

- （１） 1 か月に 64 時間以上仕事をしている（産前・産後休業及び育児休業を含む）
- （２） 妊娠中または出産後である（出産前 2 か月から出産後 2 か月まで）
※多胎児の場合は、出産前 4 か月から出産後 2 か月まで
- （３） 病気やけが、または心身の障害による
- （４） 同居または長期入院等の親族の介護・看護にあたっている
（1 か月に 64 時間以上の介護・看護が必要／長期入院等の場合は、同居を問わない）
- （５） 火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたっている
- （６） 仕事を継続的に探している（3 か月まで）
- （７） 学校に在学しているまたは職業訓練を受けている（1 か月に 64 時間以上の就学・訓練が必要）
- （８） 虐待やDVによる

（２）無償化の額

月ごとに「実際に支払った預かり保育の利用料」と「450 円×実際に預かり保育を利用した日数」で計算された額とを比較して、少ない方の額が無償化の対象となり、利用料は減免されます。ただし、無償化の上限額は、月額 11,300 円（満 3 歳児は月額 16,300 円）までです。

●算定のイメージ

	利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
例 1	4,000 円	10 日	4,500 円	4,000 円	0 円
例 2	9,500 円	20 日	9,000 円	9,000 円	500 円

申請手続

[新制度の幼稚園・認定こども園]

保育料の無償化については申請の必要はありませんが、預かり保育の利用料が無償化されるためには、保育の必要性を証明するものを添付して申請する必要があります。

詳細は、幼稚園を通じてご案内します。

[従来制度の幼稚園]

幼児教育・保育の無償化には、申請が必要になります。預かり保育の利用料が無償化されるためには、保育の必要性を証明するものを添付して申請する必要があります。

詳細は、幼稚園を通じてご案内します。

副食費の助成について

副食費

【対象者：下記①②該当者】

次の条件に該当する①年収 360 万円未満相当の世帯、②第 3 子目以降の子どもを対象に、給食費のうち副食費分を助成します。

副食費とは、主食（お米、麺、パン等）以外の食材料費のことをいいます。

①年収 360 万円未満相当の世帯（市町村民税の所得割の額が 77,100 円以下の世帯）

◎世帯の判定について

- 1 「所得割の額」とは、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、外国税額控除の適用前の額をいいます。
- 2 世帯の所得割額は、父母の所得割額の合計額となります。また、父母がともに非課税で、同住所に父母以外の扶養義務者（祖父母等）がいる場合には、最も収入額が多い者の所得割額となります。
- 3 前年中に国外での収入がある場合、国内・国外合算後の収入額から算出した市町村民税相当額により判定します。
- 4 世帯のなかに市町村民税額が不明の人（未申告かつ税法上の被扶養者でない人）がいる場合、副食費助成の対象となりません。
- 5 判定は、毎年 9 月に切替えを行います。4 月～8 月は前年度分の市町村民税、9 月～翌年 3 月は、当年度分の市町村民税により決定します。

②第 3 子目以降の子ども

高崎市では、世帯の収入にかかわらず、保護者と生計を一にする子が 3 人以上いて、そのうち幼稚園を利用する子が第 3 子目以降である場合は、申請により副食費を助成します。

申請手続

[新制度の幼稚園・認定こども園]

園児が第 3 子目以降の子どもである場合に申請が必要になります。詳細は、幼稚園を通じてご案内します。

[従来制度の幼稚園]

全員の方の申請が必要になります。詳細は、幼稚園を通じてご案内します。

■ 認定こども園

認定こども園とは

認定こども園は、幼稚園と保育所両方の機能を持ち、教育・保育を一体的に行うところです。教育部分で満3歳から小学校に就学するまでのお子さんの教育を行い、保育部分で0歳から小学校に就学するまでのお子さんの保育を行います。教育部分であれば、幼稚園と同様に利用することができます。

認定こども園の種類

認定こども園には、以下の4つの種類があります。（高崎市には幼保連携型と幼稚園型の園があります。）

幼保連携型

幼稚園（学校）と保育所（児童福祉施設）としての法的位置づけをもつ単一の施設として認可されたところです。

幼稚園型

認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすところです。

保育所型

認可保育所が、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすところです。

地方裁量型

幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすところです。

このガイドブックに掲載した認定こども園は、幼稚園から認定こども園に移行した施設です。このほかにも、高崎市には、保育所から認定こども園に移行した施設もあります。

■ 保育所・認定こども園（保育部分）

保育所や認定こども園（保育部分）は、保護者の仕事や病気等により、0歳から就学前までの保育を必要とする児童が対象となります。幼稚園等とは申し込み方法が異なりますので、保育所や認定こども園（保育部分利用）の利用を希望する場合は、高崎市の保育課・各支所市民福祉課にお問い合わせください。

・高崎市ホームページ：

<https://www.city.takasaki.gunma.jp/life/3/20/>



お問い合わせ先	保育課（入所相談ダイヤル） （市役所1階12番窓口）	TEL 027-321-0111（直通） TEL 027-321-1246（直通）
	倉渕支所 市民福祉課福祉担当	TEL 027-378-4525（直通）
	箕郷支所 市民福祉課福祉担当	TEL 027-371-9055（直通）
	群馬支所 市民福祉課福祉担当	TEL 027-373-2381（直通）
	新町支所 市民福祉課福祉担当	TEL 0274-42-1238（直通）
	榛名支所 市民福祉課福祉担当	TEL 027-374-5112（直通）
	吉井支所 市民福祉課福祉担当	TEL 027-387-3133（直通）